

事務事業調整報告書

協議項目	23-8 福祉関係事務事業の取扱い(その1)	健康福祉部会
協議細目	障害者・民生・在宅福祉事業	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>&lt; 障害者福祉事業 &gt;</p> <p>(1) 障害者福祉金</p> <p>障害者福祉金は、社会保障の理念に基づき、心身に障害のある者若しくは扶養する者に福祉金を支給することにより、福祉の増進に寄与することを目的として行っていますが、2町間では、支給額、対象者、支払方法とも相違しており、精神障害者も対象となっていないため調整が必要となります。</p> <p>調整方針については、制度としては存続し、平成17年度から統一することとし、調整内容としては、温泉町の例により見直しを行い、精神障害者を加えた形で調整することが適当と思われます。</p> <p>(2) 障害者団体</p> <p>身体障害者福祉協会については、2町とも社会福祉協議会が事務局となっていますが、手をつなぐ育成会については、事務局が異なるため調整が必要となります。又、補助金額についても差異があるため調整が必要となります。</p> <p>調整方針としては、組織は平成17年度から統合できるよう調整に努めることとし、補助金についても、組織の効率的な運営を勧奨し、平成17年度から統一の方向で調整することが適当と思われます。</p> <p>&lt; 民生事業 &gt;</p> <p>(1) 民生委員・児童委員</p> <p>民生委員・児童委員は、地域住民の相談役として、生活保護等、公的扶助関係の協力機関として社会福祉の増進に努めると共に、児童福祉の推進を積極的に行っています。</p> <p>2町とも同一の事務であるため調整の必要はなく、民生委員・児童委員については現行のまま新町に引き継ぐことが適当と思われます。なお、委員活動を促進するための補助金については、平成17年度から統一することが適当と思われます。</p> <p>民生委員推薦会については、合併後速やかに統一することとし、定数は民生委員法に規定する定数(若干人 7人以上14人以下)にすることが適当と思われます。</p> <p>&lt; 在宅福祉事業 &gt;</p> <p>(1) 在宅老人介護手当支給事業</p> <p>在宅老人及び当該介護者に介護手当を支給することにより、両者の精神的、経済的負担を軽減する目的で事業を行っています。</p> <p>2町においては、支給額・支給方法に差異がありますが、県の補助要綱に基づき、浜坂町の例により見直しを行い、平成17年度から統一することが適当と思われます。</p> <p>(2) 軽度生活援助事業</p> <p>高齢者の家庭等にホームヘルパーを派遣して適切な家事等の日常生活を営むために必要なサービスを提供することにより、高齢者が健全で安らかな生活ができるよう援助することで、高齢者の自立と社会参加の促進を図る目的で事業を行っています。浜坂町では軽度生活援助事業として行い、温泉町では、同様の事業を生活管理指導員派遣事業として行っているため、合併に伴い軽度生活援助事業として統合することが適当と思われます。</p> <p>2町においては、利用料及び社会福祉協議会への委託単価が異なっているため、浜坂町の例により見直しを行い、平成17年度分から統一することが適当と思われます。</p> <p>(3) 生きがい活動支援通所事業</p> <p>高齢者の生きがいと社会参加を促進すると共に、社会的孤立感の解消、介護予防及び自立生活の助長を図ることを目的に、施設への通所により実施していますが、利用日、実施施設、利用料、委託単価に差異があるため調整が必要となります。</p> <p>調整方針としては、事業は現状のまま新町に引き継ぐこととし、委託単価等の見直しを行った上、平成17年度分から再編することが適当と思われます。</p>		

## 事務事業調整報告書

協議項目	23-8 福祉関係事務事業の取扱い(その1)	健康福祉部会
協議細目	障害者・民生・在宅福祉事業	
<p>2. 調整方針</p> <p>&lt; 障害者福祉事業 &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 障害者福祉金については、温泉町の例により見直しを行い、精神障害者を加えた形で、平成17年度から統一する。</li><li>(2) 障害者団体については、平成17年度から統合できるよう調整に努める。補助金については、平成17年度から統一の方向で調整する。</li></ol> <p>&lt; 民生事業 &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 民生委員・児童委員については、現行のまま新町に引き継ぐ。補助金については、平成17年度から統一する。</li><li>(2) 民生委員推薦会については、合併後速やかに調整する。</li></ol> <p>&lt; 在宅福祉事業 &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 在宅老人介護手当支給事業については、浜坂町の例により見直しを行い、平成17年度から統一する。</li><li>(2) 軽度生活援助事業については、浜坂町の例により見直しを行い、平成17年度から統一する。</li><li>(3) 生きがい活動支援通所事業については、委託単価等の見直しを行い、平成17年度から再編する。</li></ol>		

事務事業調整報告書

協議項目	23-8 福祉関係事務事業の取扱い(その1)	健康福祉部会
協議細目	障害者・民生・在宅福祉事業	
3-1. 事務事業現況比較表(障害者福祉事業)		
区分	浜坂町	温泉町
障害者福祉事業	<p>1. 対象者</p> <p>(1) 知的障害者(児)福祉年金 浜坂町に引き続き1年以上居住し、知的障害者(児)を扶養している者</p> <p>(2) 重度身体障害者(児)福祉年金 浜坂町に引き続き1年以上居住している身体障害者又は重度身体障害者(児)を扶養している者</p> <p>2. 福祉年金の額</p> <p>(1) 知的障害者(児)福祉年金 年額 15,000円</p> <p>(2) 重度身体障害者(児)福祉年金 年額 15,000円</p> <p>3. 支給期間及び支給期日 申請をした日の属する月の翌月から資格の消滅した日の属する月までとし、3月に支給する。ただし、資格取得及び消滅などにより1年に満たない場合は月額計算として支給する。</p> <p>4. 対象となる障害の程度 身体障害者手帳 1級 療育手帳 A判定</p>	<p>1. 対象者</p> <p>(1) 知的障害児福祉金 温泉町に引続き1年以上居住し知的障害児を扶養する者</p> <p>(2) 重度身体障害児福祉金 温泉町に引続き1年以上居住し重度身体障害児を扶養する者</p> <p>(3) 知的障害者福祉金 温泉町に引続き1年以上居住する知的障害者又は当該者を扶養する者</p> <p>(4) 重度身体障害者福祉金 温泉町に引続き1年以上居住する重度身体障害者</p> <p>(5) 遺児福祉金 温泉町に引続き1年以上居住し、遺児を扶養する者</p> <p>2. 福祉金の額</p> <p>(1) 知的障害児福祉金 年額 12,000円</p> <p>(2) 知的障害者福祉金 年額 12,000円</p> <p>(3) 重度身体障害児福祉金 年額 12,000円</p> <p>(4) 重度身体障害者福祉金 年額 12,000円</p> <p>(5) 遺児福祉金 年額 12,000円</p> <p>3. 支給期間及び支給期日 申請をした日の属する月の翌月から資格の消滅した日の属する月までとし、9月及び3月にそれぞれ年額の2分の1に相当する額を支給する。ただし、資格取得及び消滅などにより1年に満たない場合は月額計算として支給する。</p> <p>4. 対象となる障害の程度 身体障害者手帳 1、2級 療育手帳 A、B1、B2判定</p>
	障害者団体補助	<p>浜坂町身体障害者福祉協会 会員数：350人 事務局：社会福祉協議会 補助金：180千円 (法令外負担金98千円含まない。)</p> <p>手をつなぐ育成会 会員数：24人 事務局：手をつなぐ育成会 補助金：4,005千円 内訳：育成会分 72千円 (法令外負担金96千円含まない。) 作業所分 3,933千円</p>

事務事業調整報告書

協議項目	23-8 福祉関係事務事業の取扱い(その1)	健康福祉部会
協議細目	障害者・民生・在宅福祉事業	
3-2. 事務事業現況比較表(民生事業)		
区分	浜坂町	温泉町
民生事業	<p>民生委員・児童委員</p> <p>1. 事業内容                      (1) 定例会の開催                      (2) 毎月1回定例会を開催                      (3) 県の各種研修会等に参加                      (4) 社協の心配事相談の相談員として月2回参加                      (5) 各種地域福祉活動事業への協力・参画</p> <p>2. 設置基準                      (1) 民生委員・児童委員の定数                      町村：70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人                      (2) 主任児童委員の定数                      民生委員・児童委員の定数39人以下2人                      (民生委員法第4条に基づく基準)</p> <p>3. 委員数(定員28人)                      (1) 地区担当民生委員・児童委員 26人                      (2) 主任児童委員 2人</p> <p>4. 浜坂町民生・児童委員協議会組織                      会長1人 副会長2人 会計1人 監事2人</p> <p>5. 委員の任期：3年</p> <p>6. 予算(補助金)                      民生委員・児童委員活動補助金 2,520千円</p>	<p>1. 事業内容                      (1) 定例会の開催：毎月第4水曜                      (2) 管外視察研修、各種研修会等を開催                      (3) 県主催の各種研修会等に参加                      (4) 民生委員・児童委員と民生・児童協力委員の合同研修会を開催(年2回)                      (5) ボランティアに参加</p> <p>2. 設置基準                      (1) 民生委員・児童委員の定数                      町村：70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人                      (2) 主任児童委員の定数                      民生委員・児童委員の定数39人以下2人                      (民生委員法第4条に基づく基準)</p> <p>3. 委員数(定員25人)                      (1) 地区担当民生委員・児童委員 23人                      (2) 主任児童委員 2人</p> <p>4. 民生委員・児童委員協議会組織                      会長1人、副会長2人、会計1人、監事2人</p> <p>5. 委員の任期：3年</p> <p>6. 予算(補助金)                      民生委員・児童委員活動補助金 2,611千円                      民生・児童協力委員設置等補助金分81千円</p>
	<p>民生委員推薦会</p> <p>1. 委員の定数町長が委嘱する。 7人</p> <p>2. 委員の構成                      (1) 議会議員(文教民生常任委員会)                      (2) 民生委員                      (3) 社会福祉事業の実施に関係のある者                      (4) 町の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者                      (5) 教育に関係のある者(教育委員)                      (6) 関係行政機関の職員(助役)                      (7) 学識経験のある者</p> <p>3. 任期                      委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の在任期間とする。</p> <p>4. 委員会の開催                      一斉改選、欠員が生じた場合</p> <p>5. 委員報酬 一回あたり 5,000円</p>	<p>1. 委員の定数 7人</p> <p>2. 委員の構成                      (1) 議会の所管常任委員会委員                      (2) 民生委員・児童委員協議会の代表者                      (3) 社会福祉事業の実施に関係ある者                      (4) 社会福祉関係団体の代表者                      (5) 教育に関係ある者                      (6) 関係行政機関の職員                      (7) 学識経験のある者</p> <p>3. 任期                      委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の在任期間とする。</p> <p>4. 委員会の開催                      会議は必要の都度開催、会議は非公開とする。</p> <p>5. 委員報酬 6,800円(1日)</p>



事務事業調整報告書

協議項目	23-8 福祉関係事務事業の取扱い(その1)	健康福祉部会
協議細目	障害者・民生・在宅福祉事業	
3-3.事務事業現況比較表(在宅福祉事業)		
区分	浜坂町	温泉町
在宅福祉事業 高齢者生きがい活動支援通所事業	<p>1.対象者 在宅の概ね60歳以上の者及びこれに準ずる世帯に属するもの</p> <p>2.利用日 週3回(月曜日・水曜日・金曜日)</p> <p>3.利用時間 午前10時00分から午後3時00分まで</p> <p>4.実施施設 浜坂町高齢者いきがい施設「ユートピアはまさか」等</p> <p>5.利用料 1日 1,000円 (食事・入浴料・手工芸資材等教材)</p> <p>6.委託先 浜坂町社会福祉協議会</p> <p>7.委託単価 2,000円(個人負担金含む)</p>	<p>1.対象者 町内に居住する比較的元気なおおむね60歳以上のひとり暮らし老人等で、家に閉じこもりがちな者</p> <p>2.実施施設及び利用日 (1)特別養護老人ホームゆむら (特養へ委託)(水・木・日) (2)デイサービスセンターもみじ (社会福祉協議会へ委託)(火・木)</p> <p>3.利用料 1日(回)1,000円 (実費相当費:食事代、送迎代、おやつ代等)</p> <p>4.委託先 特別養護老人ホームゆむら 温泉町社会福祉協議会</p> <p>5.委託単価 3,000円(個人負担金は含まない)</p>

参考資料 1

福祉関係事務事業の取扱いに関する法令

【民生委員法（抜粋）】

第3条 民生委員は、市（特別区を含む。以下同じ）町村の区域にこれを置く。

第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、これを定める。

民生委員・児童委員の定数等(兵庫県条例)

区 分	浜坂町	温泉町
区域担当民生委員・児童委員の定数	26人	23人
主任児童委員の定数	2人	2人
計	28人	25人

第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

第6条 民生委員推薦会が民生委員を推薦するに当たっては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意ある者であって児童福祉法の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たっては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

第8条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者であって、次の各号に掲げるもののうちから、それぞれ2人以内を市町村長が委嘱する。

1. 市町村の議会の議員
2. 民生委員
3. 社会福祉事業の実施に関係のある者
4. 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
5. 教育に関係のある者
6. 関係行政機関の職員
7. 学識経験のある者

3 民生委員推薦会に委員長1人を置く。委員長は、委員の互選とする。

第10条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、3年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第20条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもって、町村においてはその区域をもって1区域としなければならない。

第25条 民生委員協議会を組織する民生委員は、その互選により会長1人を定めなければならない。

【児童福祉法（抜粋）】

（児童委員）

第12条 市町村の区域に児童委員を置く。

2 民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

## 【兵庫県在宅老人介護手当支給事業実施要綱(抜粋)】

### 4 手当額に対する助成

県は、在宅老人1人につき年額12万円を県費補助対象限度額として助成するものとする。  
ただし、家族介護手当事業(以下「家族手当事業」という。)の支給対象となる者については、当該限度額を年額2万円とする。

### 5 家族手当事業による優先支給の原則

- (1) 家族手当事業の支給対象となる者にあつては、家族手当事業から優先して支給するものとし、年額12万円から家族手当事業の支給額(10万円とする。)の差額を支給する。
- (2) 家族手当事業の支給年額が10万円に満たない市町にあつては、手当の差額支給の算定においては、10万円を支給したものとみなす。
- (3) 家族手当事業を実施しない市町にあつて、家族手当事業の支給対象となる者は、手当の支払いは2万円を支給する。